

令和 6 年 4 月 1 日

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1: 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性育児休業取得率を 30% 以上とする。

【対策】

- 令和 6 年 4 月 一般事業主行動計画の策定・公表
- 令和 6 年 9 月～ 利用可能な両立支援に係る規程の積極的広報
- 令和 7 年 2 月～ 毎年、状況把握と新たな取り組み検討

目標 2: フルタイム労働者のうち、25 歳～39 歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の部門別平均が各月 20 時間未満とする

【対策】

- 令和 6 年 4 月 全職員向けに長時間労働是正に向けたメッセージの発信
- 令和 6 年 9 月～ 部門別の残業時間数等の公開・評価の実施
- 令和 6 年 9 月～ 残業が一定時間数を超える場合の本人と上司に対する通知・指導等の実施

以上